

2012 年 11 月 27 日

IOSCO(証券監督者国際機構)による 資産担保証券の継続開示に関する原則の公表

証券監督者国際機構(IOSCO) 代表理事会(Board)は、「資産担保証券の継続開示に関する原則」(以下、ABS 継続開示原則)の最終報告書を本日公表した。ABS 継続開示原則は、資産担保証券(ABS)の継続開示制度の設計又は見直しを行う証券規制当局に対する指針を提供するために策定された原則である。

ABS 継続開示原則の目的は、ABS の継続開示制度に関連して規制当局が検討すべき事項の理解を促進し、もって投資者保護を強化することである。

ABS 継続開示原則は、2010 年に公表された IOSCO の「資産担保証券の公募及び上場のための開示原則」を補完するものである。IOSCO は、他にも、株式のクロスボーダー発行(1998 年)、継続開示及び重要事項の報告(2002 年)、経営者による検討及び分析(2003 年)、社債のクロスボーダー発行(2007 年)並びに定期開示(2010 年)についての指針を提供する開示原則を公表している。

ABS 継続開示原則は、所定の条項に基づき一定期間内に現金化される債権その他の金融資産の集合体(固定及び流動型の双方を含む)からのキャッシュ・フローを主な裏付け資産とする有価証券の開示を推奨するものである。これらの原則は、積極的に運用される資産の集合体を裏付け資産とする有価証券(例えば、投資会社が発行する有価証券や債務担保証券(CDO))又は所定の条項に基づき現金化されない資産の集合体を裏付け資産とする有価証券には適用されない。

ABS の継続開示に関する原則

IOSCO は、以下の原則が ABS の継続開示制度における本質的な事項であることを確認した。

- 原則 1 ABS に関する最新情報は、その情報の種類及び投資家にとっての有用性に応じて、年次又は他の定期的な報告によって開示されなければならない。
- 原則 2 重要事実の発生その他最新又は臨時の情報は臨時報告で開示されなければならない。
- 原則 3 定期及び臨時の開示には、投資者にとっての情報透明性を向上させ、投資家が特定の ABS についての投資判断のためにデューディリジェンスを独自に行うために十分な情報が記載されるべきである。
- 原則 4 継続開示される情報は、誤解を生じさせるもの、詐欺的なものであってはならず、また重要な情報を省略してはならない。さらに、継続開示される情報は、ボイラープレート(定型)文言によらず、明確かつ正確に記載されなければならない。
- 原則 5 開示は、投資家の情報分析を促進する様式で行われなければならない。
- 原則 6 開示責任を負う者及び他の ABS 関係者からの情報収集につき責任を負う者が明確に特定されなければならない。
- 原則 7 継続開示される情報は、情報の最新性が確保されるよう適時に開示され、投資家にとって必要な開示頻度が確保されなければならない。
- 原則 8 投資者、市場参加者その他の者に開示される重要な情報は、全ての投資者、市場参加者その他の者に同時に提供されなければならない。
- 原則 9 証券が複数の法域において上場又は取引される場合、一つの市場において入手可能となった重要な定期情報は、上場する全ての市場において速やかに入手可能とされなければならない。
- 原則 10 継続報告書は、関係当局に提出されるか、又は適当な場合には適用法令の遵守を確保すべく当局が審査を行うことができるよう適用される規制に従って入手可能でなければならない。
- 原則 11 適用法令により、公衆縦覧を促進するために継続情報が保存されていなければならない。

規制当局のための出発点

ABS 継続開示原則では、ABS に適用される継続開示規制の策定又は見直しを行う証券規制当局による分析の出発点となることを企図して、これらの開示事項を掲げている。これらの開示事項全てを自らの法域における ABS 開示規制に取り込むことが有益であると考える規制当局もありうるが、これらの開示事項の自らの法域への関連性は同法域における規制枠組み、発行体及び有価証券の特性に応じて異なるため、これらの原則をより選択的に取り入れることを望む規制当局もありうる。プリンシプル・ベース(原則主義)に基づくフォーマットは、証券規制当局による幅広い適用及び採用を認めるものである。